

09 市民税・県民税の申告

申告日程・会場

市民税・県民税の申告及び確定申告のうち簡易な申告のみを受け付けております。

申告受付時間		整理券配布	
午前の部	9時から午前の部整理券をお持ちの方の終了まで	パストラルかぞ	8時45分～16時
午後の部	13時15分から午後の部整理券をお持ちの方の終了まで	各総合支所	8時30分～16時 ^{*1}

※1…2月27日(休)北川辺総合支所、3月6日(休)騎西総合支所、3月13日(休)の大利根総合支所は、19時まで延長します。

※午前の部整理券の配布が終了し次第、午後の部整理券を配布します。時間指定などはできません。

※定員に達した場合は整理券の配布を終了します。

※申告内容により順番が前後することがあります。

受付日	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
パストラルかぞ 展示室	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
騎西 総合支所	○	○	○	○	○				○	○	○	○		
北川辺 総合支所				○	○				○	○	◎	○		
大利根 総合支所														

受付日	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
パストラルかぞ 展示室	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
騎西 総合支所	○	○	○	◎	○										
北川辺 総合支所	○	○													
大利根 総合支所				○	○			○	○	○	◎	○			

※○及び◎の日が受付可能日程です。どの会場でも受付が可能です（地区指定は廃止しました）。

※各会場の初日、2日目は大変混雑します。できるだけ避けることをお勧めします。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、市内在住の方のうち、令和6年中（令和6年1月1日～12月31日）に所得があった方は、原則として市民税・県民税の申告が必要です。

また、令和6年中に収入がなかった方でも、非課税証明書などが必要となる場合や、国民健康保険税などの軽減を受ける場合などは申告が必要です。

【市民税・県民税の申告が不要な人】

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与収入のみで勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、公的年金等支払者から市へ公的年金等支払報告書の提出がある人

※源泉徴収票に記載のない配偶者や扶養の控除を追加する場合や、医療費控除、寄附金控除を受ける場合などは申告が必要です。

市で受け付けできない申告（税務署で申告してください。）

- 事業所得・不動産所得・農業所得（青色申告）の申告
- 消費税の申告（農業収入が1,000万円を超える人、インボイス登録により消費税の申告が必要になる人）
- 申告分離課税（土地・建物など）の申告
- 株式等の譲渡・配当所得に関する申告
- 準確定申告（死亡した人の申告）
- 過年度の申告・退職所得の申告
- 雑損控除・住宅ローン控除の申告
- 為替差損益・仮想通貨・利子所得の申告
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける人

税務署では令和7年1月1日から受付印を廃止しました。
e-Taxで申告した場合のみ、受付日付が確認できます。

市の申告に必要なもの

- マイナンバーカード（または通知カード+本人確認書類）
- 作成済みの収支内訳書
- 税務署からの「確定申告のお知らせ」はがき（送付された人のみ）
- 作成済みの医療費控除明細書
- 源泉徴収票、支払調書、支払通知書
- 本人名義の口座が分かるもの
- 各種控除証明書
- 被扶養者のマイナンバーが分かるもの
- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書など

所得税などの確定申告（税務署）

とき 2月17日(月)～3月17日(月) 受付8時30分～16時（開始9時から）

※土・日曜日、祝日を除く。3月2日(日)のみ、熊谷税務署で申告を受け付けます。

ところ 行田税務署（入場整理券方式）

※国税庁LINE公式アカウントを通じて発行する入場整理券が必要です。



国税庁LINE
公式アカウント

スマホで確定申告相談会（行田税務署）

令和6年分所得税の確定申告書の作成から提出までを説明する申告相談会を開催します。

なお、相談会当日に、必要書類を全てお持ちの方は、申告完了までご案内いたします。

とき 2月5日(水)・6日(木) 各日10時開始／14時開始 全4回

ところ パストラルかぞ 展示室

- 対象
- ・年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする人
 - ・年末調整が済んでいない人、または2カ所以上の給与所得がある人
 - ・国民年金や企業年金収入等の雑所得がある人

※事業および不動産所得、土地建物および株の譲渡所得、住宅借入金等特別控除等がある方は受け付けできません。

定員 先着順、各回30人（相談会当日の午前9時に、会場入口付近で入場整理券を配布します）

※電話による事前予約は受け付けていません。

必要な物 ・お使いのスマートフォン

- ・マイナンバーカード、設定したパスワード2種類（数字4桁／英数字6～16桁のもの）
- ・申告に必要な書類（収入や控除に関する支払金額などが分かる書類）

※対象者以外の方及び必要な物をお持ちでない方は、受け付けをお断りする場合があります。

問合せ

国税・確定申告など

国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）

電話番号 0570・00・5901

受付時間 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日および年末年始を除く



確定申告書等
作成コーナー

市民税・県民税の申告

税務課（TEL内線126・127・128）

騎西総合支所 市民税務担当（TEL内線117・118）

北川辺総合支所 市民税務担当（TEL0280・61・1202）

大利根総合支所 市民税務担当（TEL0480・72・1315）